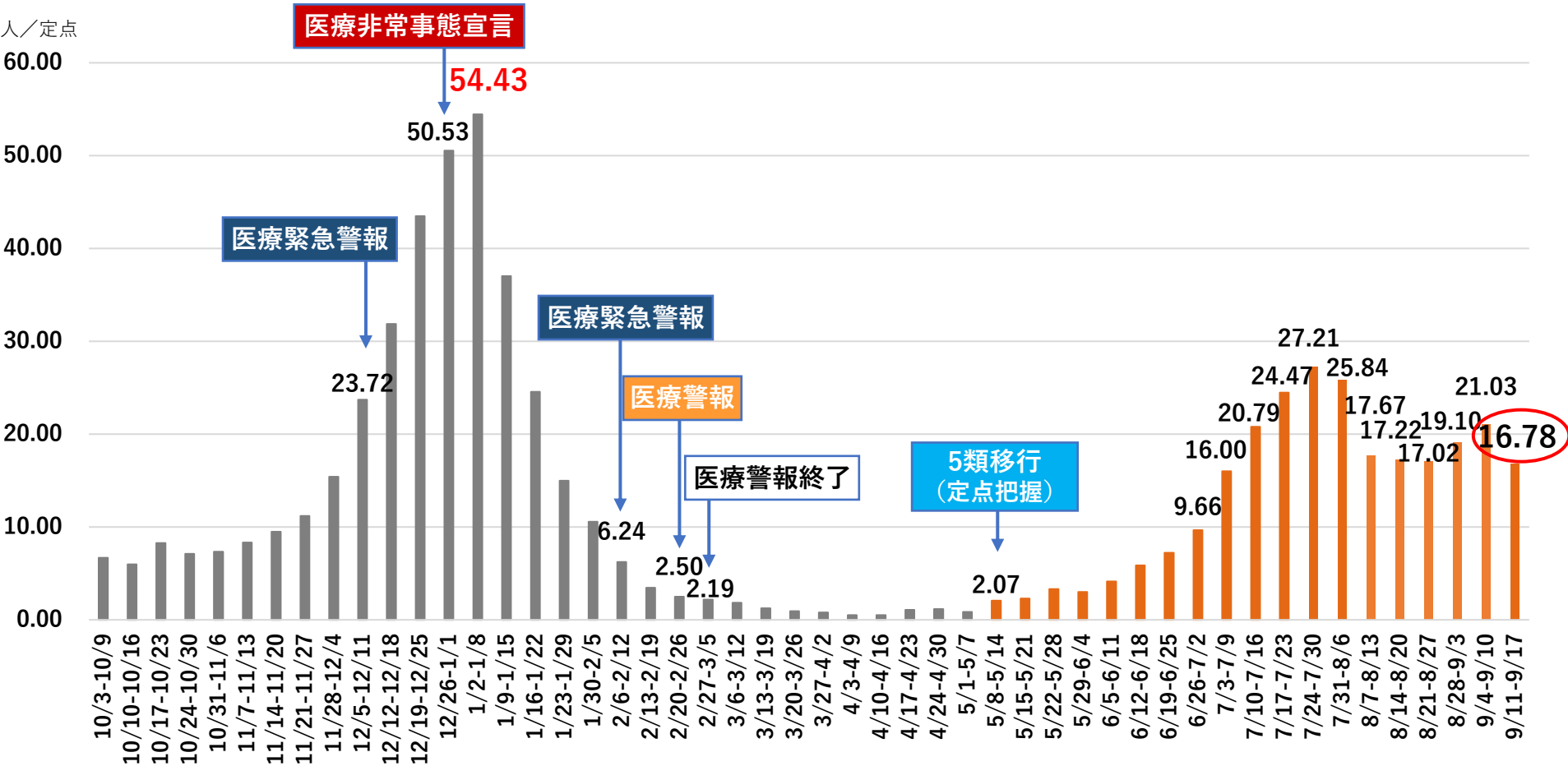


# 定点当たりの報告数

- ・9月11日の週は16.78(前週比0.8倍)と3週ぶりに前週を下回った
- ・定点当たりの報告数が20を下回ったことから、県全体の感染状況区分が赤からオレンジに変更となった

## 第8波 (R4.10.5~R5.3.2)

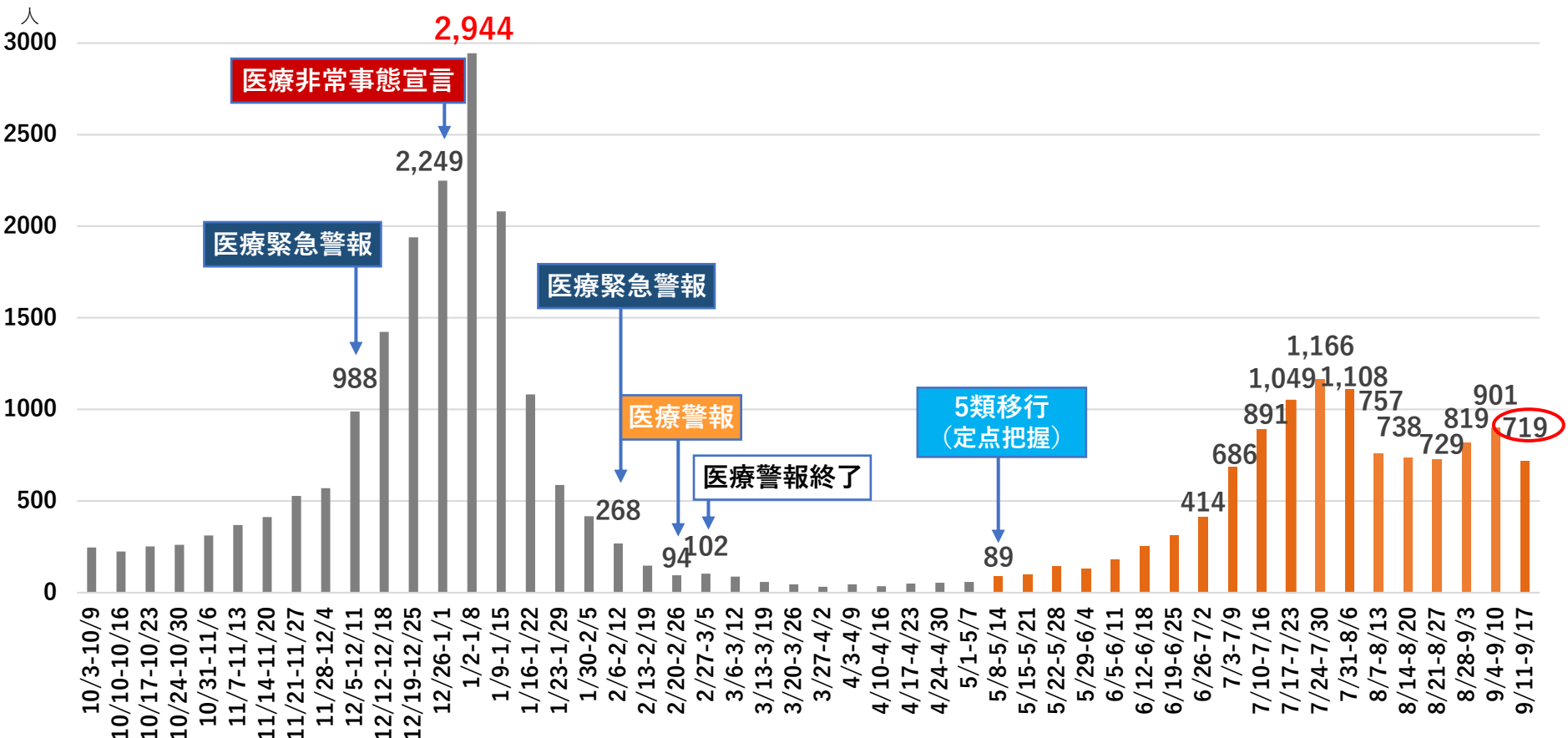


※ 定点医療機関からの報告数÷58定点医療機関。5類移行前(定点把握前)の数値は参考値

# 1日当たりの新規感染者推計（5類移行前は実数）

・9月11日の週の推計値は719人となっている。

## 第8波（R4.10.5～R5.3.2）



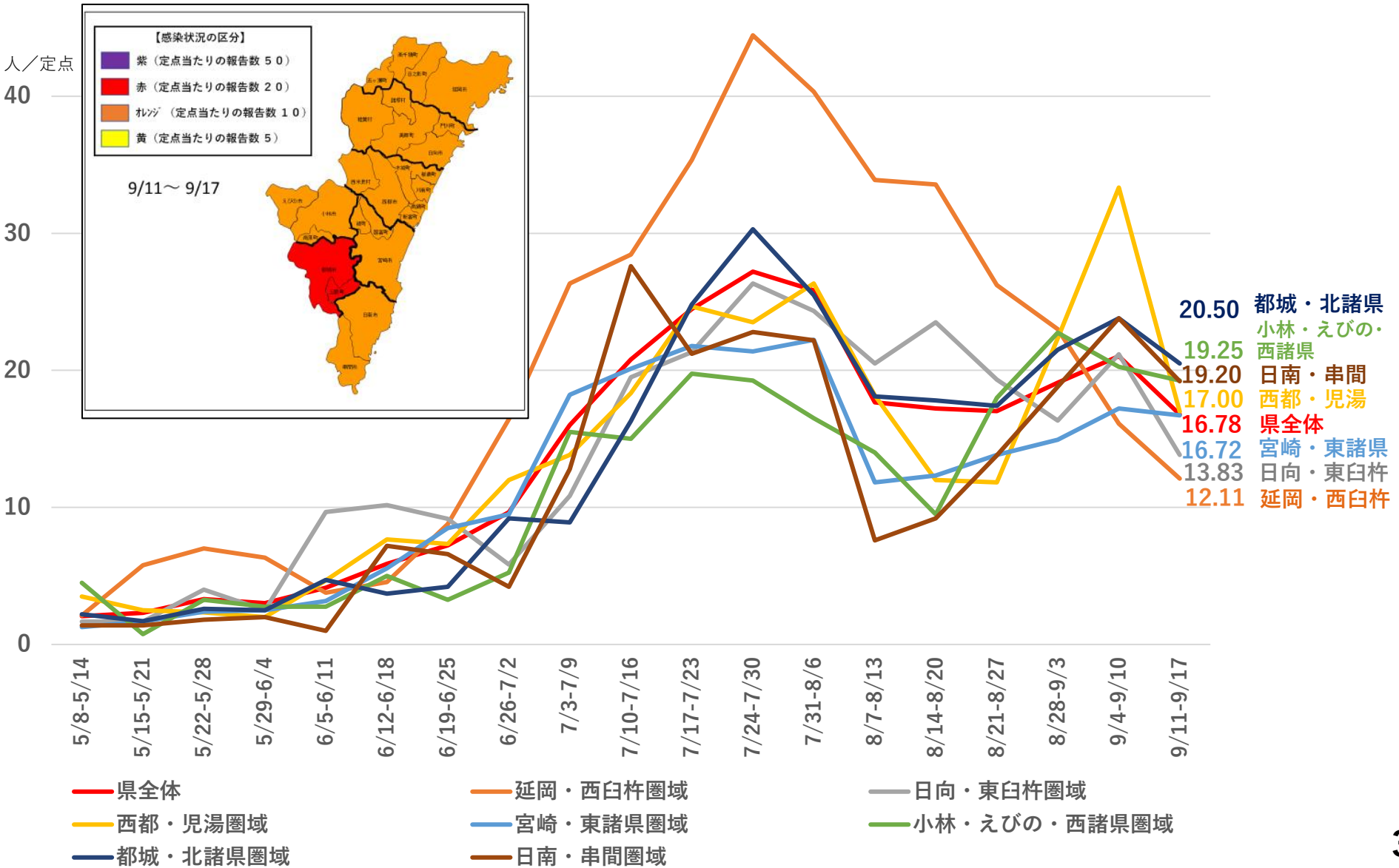
5類移行前は実人数（1週間合計人数）を7日で除した人数

5類移行後は、「第8波」の感染状況を基に推計（※）

※ 定点当たりの報告数1に対し、人口10万人当たりの新規感染者数が約30人となることを踏まえ、定点当たりの報告数×30×10÷7日により算出

# (圏域別) 定点当たりの報告数

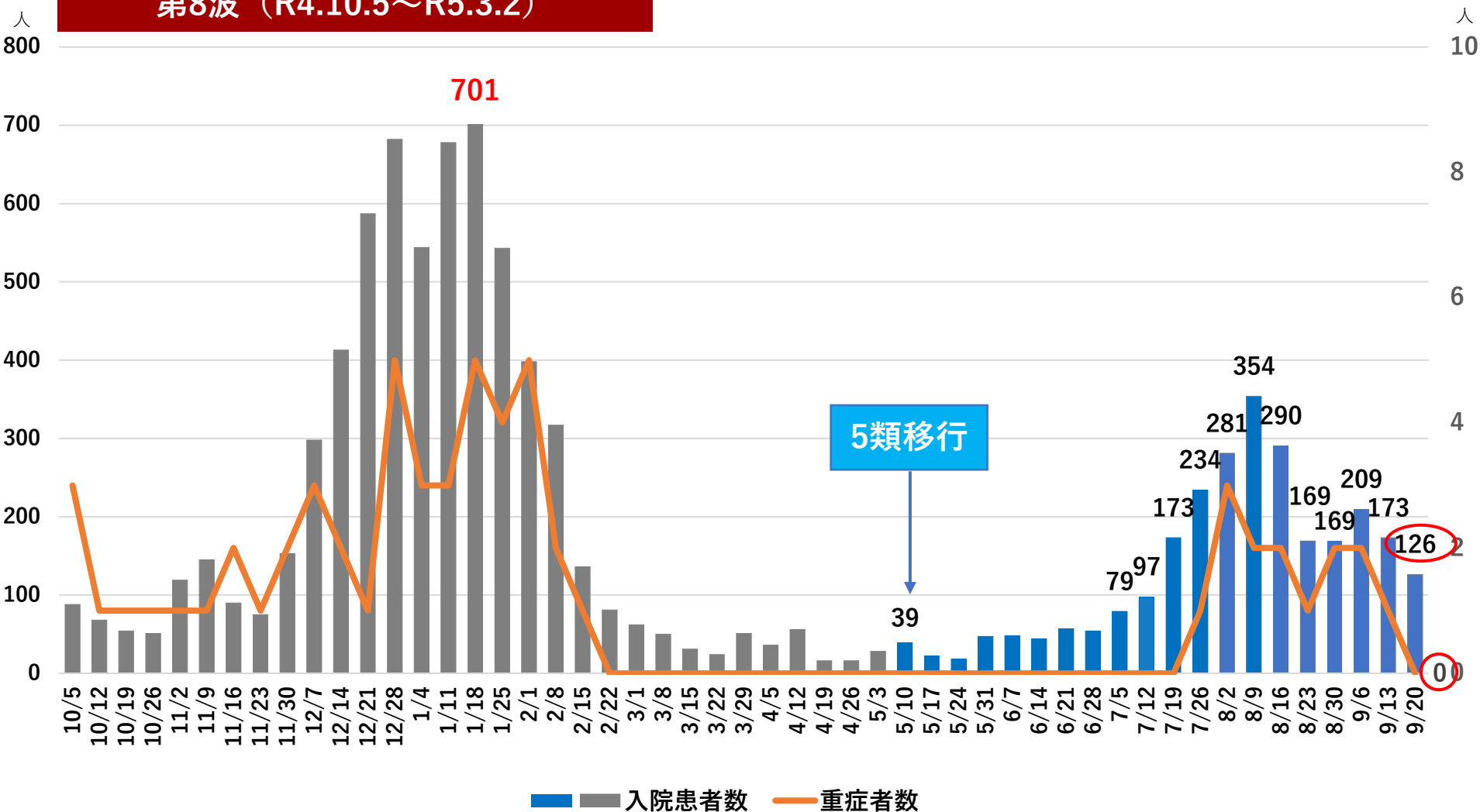
・全ての圏域で定点当たりの報告数が減少し、感染状況区分も、都城・北諸圏域を除くすべての圏域がオレンジ区分となっている。



# 入院患者数

・9月20日時点の入院患者数は126名、重症者数は0名となった

## 第8波 (R4.10.5~R5.3.2)



※ 毎週水曜日時点の県内の医療機関からの報告数

# 令和5年度は「自己負担なし」で 新型コロナウイルスワクチンを接種できます

生後6か月以上の**全ての方が対象**

**期 間**：令和5年9月20日から令和6年3月31日まで

**対象者**：初回接種<sup>(※)</sup>を終了した生後6か月以上の**全ての方**

(※) 初回接種：5歳以上の方は1・2回目の接種、生後6か月～4歳の方は1～3回目の接種

**使用するワクチン**：オミクロン株（XBB.1.5）に対応したワクチン

接種を推奨する方（重症化リスクの高い方）

- ・ 高齢者（65歳以上）
- ・ 基礎疾患を有する方（生後6か月～64歳）



接種券や接種場所などについては、お住まいの市町村の窓口にお問い合わせください。

※前回接種から3か月以上経過していることが必要です。

※初回接種は全ての方（生後6か月以上）を対象に引き続き実施されます。

# 10月以降の主なコロナ対応について①

10月以降のコロナ対応について、先週金曜日に国の方針が示されましたので、これを踏まえた県の対応をお知らせします。

## 基本的な考え方

新型コロナが5類感染症に位置付けられたことに伴い、医療提供体制も、行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応へと段階的に移行しているところである。

来年4月の通常対応への完全移行に向けた国の方針に沿って、10月以降、冬の感染拡大に対応しつつ、通常医療との両立を図りながら、高齢者等の重症化リスクの高い方々に対し、医療をしっかりと提供していくことができるよう、必要な医療提供体制の確保に努める。

## 1 医療提供体制等

### 5類移行後 (5/8～)

- ・重症及び重症化のおそれがある患者用病床に対し、病床確保料による支援を実施
- ・新たな受入を行う医療機関等に対し、外来・入院設備整備等への支援を実施

### 10月以降

- ・感染拡大期に限定して継続
- ・継続

### (参考)外来対応医療機関の拡充

	5類移行前(4/11)	9月15日時点
①外来対応を行う医療機関のうち、内科・耳鼻科・小児科標榜の医療機関	422	470
②うち、 <b>かかりつけ患者に限らず、広く外来対応を行うことを公表する</b> 医療機関 (②÷①)	179 (42%)	411 (87%)

# 10月以降の主なコロナ対応について②

10月以降のコロナ対応について、先週金曜日に国の方針が示されましたので、これを踏まえた県の対応をお知らせします。

## 2 公費支援

	5類移行後 (5/8～)	10月以降
外来医療費	・原則、自己負担。ただし、コロナ治療薬の費用については、公費支援を実施	・原則、自己負担。ただし、コロナ治療薬の費用については、 <b>一定の自己負担(※)を求めつつ公費支援を継続</b>
入院医療費	・原則、自己負担。ただし、高額療養費の自己負担限度額から2万円を限度に減額する形で、公費支援を実施	・原則、自己負担。ただし、高額療養費の自己負担限度額から <b>1万円を限度に減額する形で、公費支援を継続</b>

※具体的な自己負担額の上限は、1回の治療当たり、医療費の自己負担割合が1割の方で3千円、2割の方で6千円、3割の方で9千円

## 3 高齢者施設等への対応 (感染防止対策、医療機関との連携強化、療養体制の確保、業務継続に係る支援)

	5類移行後 (5/8～)	10月以降
・高齢者施設等の従事者等に対する集中的検査		・ <b>継続</b>
・感染制御支援に携わる医療従事者の確保		・ <b>継続</b>
・高齢者施設等へ往診を行う医療機関への補助		・ <b>継続</b>
・感染者が発生した場合等のかかり増し経費の補助		・ <b>補助単価を見直した上で継続</b>

## 4 相談窓口 (発熱時等の受診相談及び陽性判明後の体調急変時の相談)

	5類移行後 (5/8～)	10月以降
・「宮崎県新型コロナウイルス感染症相談窓口」を設置		・ <b>継続</b>